

第10次臼杵市交通安全計画 体系図

計画期間

平成28年度～平成32年度（5年間）

数値目標

道路交通の安全についての目標

- ① 交通事故死者数を0人にする
- ② 交通事故負傷者数を130人以下にする
- ③ 高齢者事故件数を50件以下にする

基本理念

交通事故のない安全で安心して暮らせる臼杵市を目指して

交通安全基本計画（中央交通安全対策会議）

第10次大分県交通安全計画（大分県交通安全対策会議）

第10次臼杵市交通安全計画（臼杵市交通安全対策会議）

道路交通事故のない社会を目指して

第1章

計画の位置づけ

- ① 計画の位置づけ
- ② 計画の期間
- ③ 計画の策定体制
- ④ その他の計画との関係
- ⑤ 臼杵市の交通安全推進体制

第2章

臼杵市の人口推計と交通事故状況

- ① 臼杵市の高齢化と今後の展望
- ② 「臼杵よりよいまちづくりアンケート」結果
- ③ 臼杵市の交通事故状況
- ④ 臼杵市における交通事故の特徴

第3章

基本理念・基本方針・目標

- ① 基本理念
- ② 基本方針（5つの視点）
- ③ 目標

第4章

道路交通の安全（具体的な施策）

5つの視点

- 第1の視点 高齢者と子どもの安全確保
- 第2の視点 歩行者及び自転車の安全確保
- 第3の視点 生活道路における安全確保
- 第4の視点 「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進
- 第5の視点 地域ぐるみの交通安全対策の推進

8つの柱

【第1の柱】 道路交通環境の整備

- ① 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ② 幹線道路における交通安全対策の推進
- ③ 交通安全施設等の整備事業の推進
- ④ 歩行者空間のバリアフリー化
- ⑤ 効果的な交通規制の推進
- ⑥ 自転車利用環境の総合的整備
- ⑦ 交通需要マネジメントの推進
- ⑧ 災害に備えた道路交通環境の整備
- ⑨ 総合的な駐車対策の推進
- ⑩ 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- ⑪ 踏切道における交通の安全

【第2の柱】 交通安全思想の普及徹底

- ① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ② 「ちょっと長めの車間距離ゆとり運転運動」の推進
- ③ 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ④ 交通安全器具の普及促進
- ⑤ 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ⑥ 市民の参加・協働の推進

【第3の柱】 安全運転の確保

- ① 運転者教育等の充実
- ② 安全運転管理の推進

【第4の柱】 車両の安全性の確保

- ① 自動車の検査及び点検整備の充実
- ② 自転車の安全性の確保

【第5の柱】 道路交通秩序の維持

- ① 交通の指導取締りの強化等
- ② 暴走族対策の推進

【第6の柱】 救助・救急活動の充実

- ① 救助・救急体制の整備
- ② 救急医療体制の整備
- ③ 救急関係機関の協力関係の確保等
- ④ 救マーク制度
- ⑤ 救急車の適正利用とスムーズな通行

【第7の柱】 被害者支援の充実と推進

- ① 大分県交通事故相談所の利用推進
- ② 自動車損害賠償補償制度の充実等
- ③ 大分県交通災害共済の加入促進

【第8の柱】 高齢者交通安全対策の充実・強化

- ① 高齢運転者の「代替交通手段」確保の推進
- ② 運転免許自主返納支援制度の充実

交通安全対策基本法第26条第1項

市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全基本計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。